

日本銀行金融研究所 貨幣博物館 展示概要 解説シート



皆さんのお手元にある紙幣は「日本銀行券」です。日本銀行は設立（1882年）の3年後、今から140年前、1885（明治18）年5月に最初の日本銀行券を発行し、これにより紙幣が統一されていきます。

日本銀行ができる前、明治政府は、全国で使える紙幣を自ら発行していました。また、全国各地の民間銀行（国立銀行）も紙幣を発行していました。なぜ日本銀行券に紙幣が統一されたのか、どのように統一されていったのかをご紹介します。

全国で使える紙幣のはじまり 明治政府と貨幣制度の統一

江戸時代の日本では、「両」単位の金銀貨、「匁」単位の銀貨、「文」単位の銭貨、藩や商人などが発行する紙幣といったさまざまな貨幣が流通していた。明治政府は、人々が安心して使える貨幣が全国に行き渡ることを目指して貨幣制度の改革に取り組み、試行錯誤を重ねた。

明治政府、初の全国通用の紙幣を発行

明治政府は、1868年初の全国通用の紙幣を江戸時代の貨幣「両」単位で発行し、1871年「円」単位の紙幣を発行した。

政府紙幣「両」単位 1868年

太政官札 通称：金札 5額面：10両、5両、1両、1分、1朱

民部省札 通称：金札 4額面：2分、1分、2朱、1朱

財政の補填と殖産興業のため発行された「両」単位の政府紙幣。金貨とは交換されず、偽造も横行し、価値は安定しなかった。



初の全国通用紙幣
両単位 金札



初の「円」単位紙幣
三井札

政府紙幣 初の「円」単位 1871年

大蔵省兌換証券 通称：三井札

3額面：10円、5円、1円

1871年の新貨条例で発行された「円」単位の金属貨幣の製造量が十分ではなかったことや政府の資金繰りのため発行された。

回収・交換：新紙幣へ

10両・5両 1875年5月までに

それ以外 1878年6月までに 通用停止

回収・交換：新紙幣へ 1875年5月までに

「新紙幣」により旧紙幣回収を本格化

1872年4月頃から庶民が日々使う低額面から商人が使う高額面までを網羅する9額面の「新紙幣」を発行し、旧紙幣の回収を本格化させた。

政府紙幣 旧紙幣を交換 1872年

新紙幣 通称：明治通宝札

それまでの紙幣を全てこの紙幣に交換することを目的に発行された。

同額面の金・銀貨と交換される「兌換紙幣」*ではなく「不換紙幣」であった。

*本展示内の兌換紙幣、不換紙幣は同額面の正貨との交換の可否を意味する。

回収・交換

1881年（改造紙幣発行）～1885年（日銀券発行まで）

改造紙幣「神功皇后札」へ

1885年以降 日本銀行券へ 1899年までに



新紙幣
円単位

発行開始月 1872年
1円・半円・20銭・10銭・5月頃
10円・5円・2円……7月
100円・50円……9月



政府紙幣 変造対策、肖像入 1881年 **

改造紙幣 通称：神功皇后札

5額面：10円、5円、1円、50銭、20銭

新紙幣の変造多発により製造。新紙幣との交換用に発行。小額面の3券種は日本銀行設立後に発行。

**紙幣の年表記は発行開始年。額面により異なる場合は最初に発行された額面の発行年を記載。本展示内同様。また1872.11までは太陰暦を太陽暦に換算。

各地の藩札などを政府紙幣に交換

明治政府は、藩などが発行した紙幣を回収し、藩ごとに1871年8月の実際の流通相場で政府紙幣と交換した。

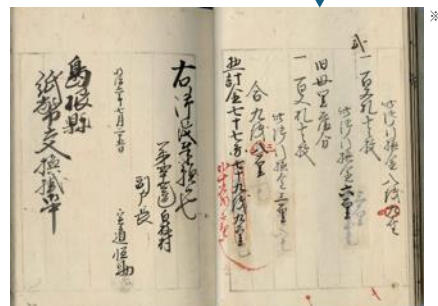


※

江戸時代



大蔵省印「三厘」
額を押印
新貨幣換算額5銭未満の紙幣は、当面利用可能とされた。



※

新紙幣と藩札とを交換する手続きの書類の雛形



※の史料画像（モノクロ）は
こちら

1872年

4-2-B1-14 / 909416
(新紙幣引渡証文見本出来に付書状)

出雲国母里藩 銭100文札

明治政府は3厘と交換可能と算定。母里藩の江戸期紙幣の届け出相場は金1両＝銭36貫であった。

江戸期の紙幣交換のための事前調査報告 1873年
村から島根県「紙幣交換」係に提出

4-2-A2-11 / 909388『島根県旧札交換記録簿・下』

各県は、新紙幣への交換のため、村などから交換対象となる江戸期以来の紙幣の数量などを報告させ、準備を進めた。

銀行による紙幣発行のはじまり

明治政府は、金融を円滑にして殖産興業をすすめるため、近代的な銀行制度の確立を目指した。為替会社や国立銀行は預金や貸出といった銀行の業務と共に、紙幣の発行が認められた。国立銀行には、大量に発行された政府紙幣を整理して代わりに全国で安定的に流通する紙幣を発行する役割も期待されたが、西南戦争により政府紙幣の発行が増加したほか、国立銀行の中には経営が安定しない銀行もあり、必ずしも期待通りの成果は得られなかった。

Bank 訳語 —「為替会社」発行の紙幣

殖産興業を担う金融機関として、明治政府の勸奨を受けた大商人等により、1869 年以降東京・大阪・横浜など全国 8 箇所に設立された。預金や貸出と共に紙幣の発行が認められた。

為替会社紙幣 1869 年

正貨（金貨・銀貨など）と交換を約束した兌換券として発行された。

国立銀行条例（1872 年）により国立銀行以外の銀行は紙幣の発行を禁止され、為替会社紙幣は正貨と引換えられた。

引換

1872 年以降 正貨へ



横浜為替会社が発行していた洋銀券は後継の第二国立銀行に引続き発行が許され、1885 年日本銀行が兌換銀行券を発行開始する際に通用停止となった。



日本銀行券発行開始まで通用した
横浜為替会社紙幣 洋銀券

民間の銀行 —「国立銀行」発行の紙幣

国立銀行は、アメリカのナショナルバンク制度（国法銀行制度）をモデルに設立された紙幣の発行が認められた民間の銀行。1872 年の制度創設当初は 4 行の設立に止まったが、1876 年に紙幣発行の規制が緩和されたことで 153 行が設立された。

銀行論争詳細は 2022 年
企画展図録 11 頁参照。



20 円, 10 円, 5 円, 2 円, 1 円,
1873 年
印刷: アメリカ、

国立銀行紙幣 (旧) 兌換紙幣

国立銀行条例（1872 年）に基づき発行された。発行されるとすぐに金貨と兌換（交換）されることが多く、あまり流通しなかった。



国立銀行紙幣
第百二十五銀行

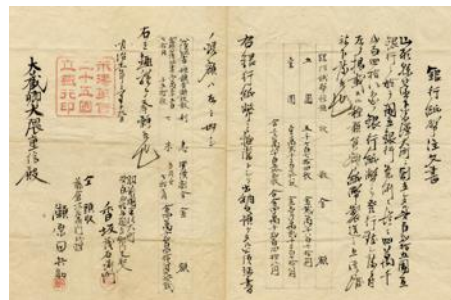
5 円[1878 年], 1 円[1877 年]
印刷: 印刷局

国立銀行紙幣 (新) 不換紙幣

改正国立銀行条例（1876 年）により発行された。金貨との兌換（交換）が不要となった国立銀行紙幣は、政府紙幣とともに広く使われた。国立銀行は地元の顧客に対し、自らが発行する紙幣を貸し出した。

銀行論争 国立銀行制度導入に際し 1871 年

近代的な銀行制度を導入するにあたり明治政府の中で、イギリス・イングランド銀行をモデルにした唯一の発券銀行である中央銀行の制度を主張した吉田清成と、アメリカ・ナショナルバンク制度をモデルにした民間の銀行に紙幣を発行させる制度を主張した伊藤博文とで論争があった。伊藤博文の主張が通り国立銀行制度の準備が進められた。



909717

なぜ国立銀行紙幣が発行された後も政府紙幣は発行され続けたのか？

当初、国立銀行には「大量に発行された政府紙幣を整理し、代わりに全国で安定的に流通する紙幣を発行する」役割も期待されていた。しかし、西南戦争の戦費調達のために政府紙幣の発行が増加したこと、経営が安定しない国立銀行もあったことから国立銀行紙幣が政府紙幣に代わり全国で安定的に流通するには至らなかった。

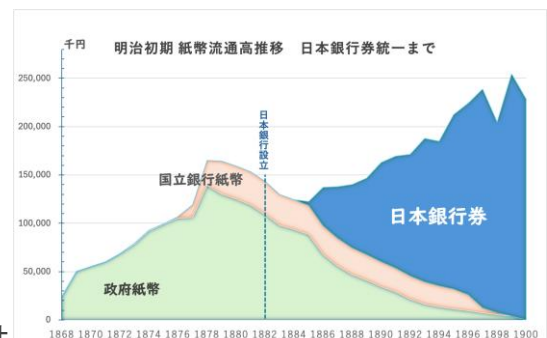
国立銀行紙幣の発注書類「銀行紙幣注文書」1878 年

作成 第百二十五国立銀行（山形県米沢）、宛先 大蔵卿 大隈重信

第百二十五国立銀行が、設立にあたり 41,248 円分の紙幣発行のため、紙幣製造と受渡しを発注した書類。改正国立銀行条例に従い、その抵当として同額の金禄公債を大蔵省に預託することも書かれている。

日本銀行券 統一への道すじ

- 1868 年 政府紙幣 太政官札発行（「兩」単位）
- 1869 年 為替会社設立、為替会社紙幣発行
- 1871 年 新貨条例公布（「円」の誕生）
- 政府紙幣 大蔵省兌換証券発行（「円」単位）
- 1872 年 政府紙幣 新紙幣「明治通宝札」発行、国立銀行条例公布
- 1873 年 国立銀行紙幣 (旧) 発行
- 1876 年 国立銀行条例改正（金貨兌換停止）、最初の私立銀行開業
- 1877 年 国立銀行紙幣 (新) 発行、西南戦争
- 1881 年 松方財政開始
- 1882 年 日本銀行開業
- 1885 年 日本銀行券発行開始
- 1899 年 日本銀行券による紙幣の統一 政府紙幣・国立銀行紙幣通用停止



『紙幣整理始末』巻末グラフ（右頁上部）に見る紙幣兌換制度確立への道のり

- 1877 (明治10) 年初 ①1 円紙幣は 1 円金貨・銀貨とほぼ同じ価値
- 1877 (明治10) 年 ②西南戦争中から同戦後にかけて国立銀行紙幣・政府紙幣の流通量が急激に増加
- ～1880 (明治13) 年初 ③国立銀行の設立増加につれて国立銀行紙幣の流通量がさらに増加
- ④紙幣流通量の増加とともに銀貨に対する紙幣の価値が下落
- 1880 (明治13) 年 ⑤紙幣の流通量は減少に転じるが、銀貨に対する紙幣の価値の下落が続く
- 1881 (明治14) 年 ⑥紙幣の流通量は減少するが、銀貨に対する価値の差が残る
- 1882 (明治15) 年秋以降 ⑦銀貨に対する価値の差が縮小傾向
- 1885 (明治18) 年 ⑧銀貨と紙幣の価値の差が解消（1 円紙幣=1 円銀貨）
- ⑨日本銀行兌換銀券の発行を開始

にちぎん誕生 唯一の発券銀行への道

大蔵卿に就任した松方正義を中心に、1881 年以降数年をかけ、緊縮政策により紙幣の発行量を削減し、正貨と兌換できる紙幣を発行する準備が整えられていった。日本銀行は、銀行券の一元的な発行によるお金の価値の安定と、日本銀行を中心とする近代的な通貨・金融制度の確立を目的として、1882 年に設立された。しかし、当初は紙幣を発行していなかった。



にちぎん誕生

隅田川永代橋際に開業

「東京土産名所図会永代橋日本銀行」
三代歌川広重 1884 年 901597

1882 年 10 月、日本銀行は、現在の本店の地から徒歩 30 分ほどの隅田川永代橋際に開業した。

日本銀行開業時のしごと

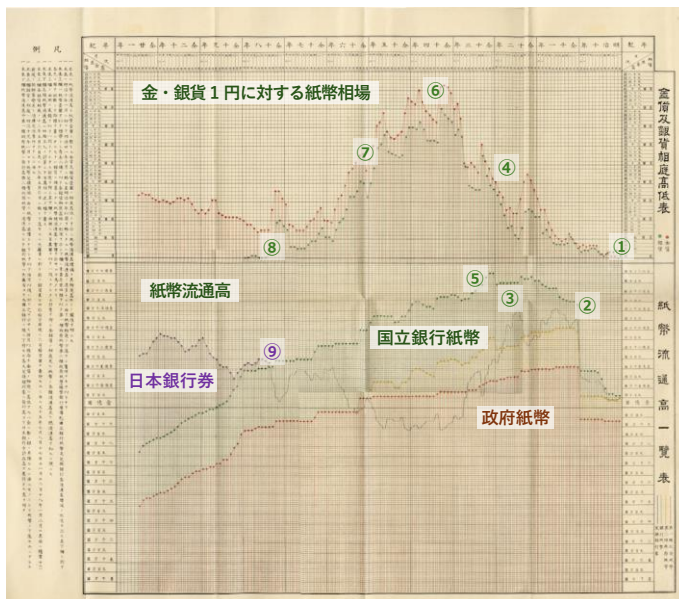
当初は、市中銀行などに対する預金、貸出、為替業務や国庫金の取り扱いとともに、国立銀行紙幣の消却を行った。

なぜ、日本銀行設立後すぐに紙幣を発行しなかった？

日本銀行が設立された時点では、政府紙幣などそれまでに発行された紙幣の価値が回復していなかったため、日本銀行による新たな紙幣の発行は見送られた。紙幣の価値が回復し、紙幣 1 円＝銀貨 1 円となった時点で、日本銀行券の発行が開始された。

紙幣流通高と金貨・銀貨 1 円に対する紙幣の相場のグラフ

大蔵大臣松方正義報告『紙幣整理始末』大蔵省編 1890 年より
903268



政府紙幣・国立銀行紙幣・日本銀行券の各流通高（額面）のほか、紙幣の総流通高を銀貨に換算した実際の価値もグラフにされている。政府紙幣と国立銀行紙幣は、西南戦争当時に大量に増発された。これらの紙幣は、金貨・銀貨と交換（兌換）できない不換紙幣で、紙幣価値は大幅に下落し、紙幣に対する信用が大きく揺らいでいた。（グラフ付番の箇所の解説は前ページ）

にちぎん券のはじまり

日本銀行は 1882 年の設立後、政府紙幣や国立銀行紙幣の回収・消却を進めた。紙幣の価値が安定してきた 1884 年「兌換銀行券条例」が公布され、日本銀行は、「同じ額面の銀貨と交換できる紙幣」＝日本銀行兌換銀券を発行することになった。1885 年、最初の日本銀行券が発行され、「お金の安心」を担う中央銀行としての基礎が整った。



最初の「日本銀行兌換銀券」通称「大黒札」1885 年

4 額面：100 円、10 円、5 円、1 円
それまでの紙幣を全てこの紙幣に交換することを目的に発行された。
兌換銀行券条例では 20 円、50 円、200 円券も発行が認められていたが発行されなかった。

日本銀行兌換銀券の発行開始月

10 円.....1885 年 5 月 9 日
1 円・100 円.....1885 年 9 月 8 日
5 円.....1886 年 1 月 4 日

兌換銀行券発行事務に関する

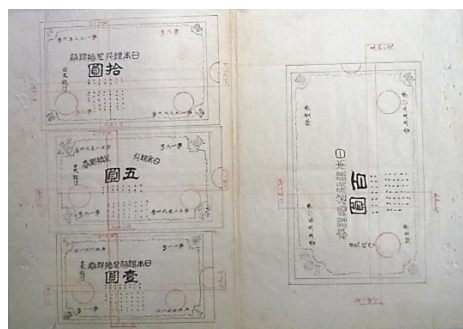
実務のルール 1885 年 2 月

「兌換銀行券発行處務規程」

70496 日本銀行アーカイブ蔵



日本銀行は、兌換銀行券条例公布の翌年、兌換銀行券発行事務の手続きを定め、大蔵卿の認可を受けた。銀行券の製造・予備券の保管は文書局、発行・引換えの事務は金庫局銀券課の所管などと定められた。これに基づいて発行準備を進め、同年 5 月から兌換銀券の発行を開始した。



損傷した紙幣の交換のルール 1886 年 12 月

「毀損兌換銀行券交換規則」 70496 日本銀行アーカイブ蔵
日本銀行券発行開始(1885 年)の翌年、損傷銀行券の交換規則を定め、大蔵大臣の認可を受けた。現在の損傷銀行券の引換基準はほぼ同じである。



一円紙幣には、銀貨との兌換を保証する文言

「此券引かへに銀貨壹圓相渡可申候也」と

“Promises to Pay the Bearer on Demand 1 Yen in Silver “

が 1 円銀貨のデザインを背景に記されている。

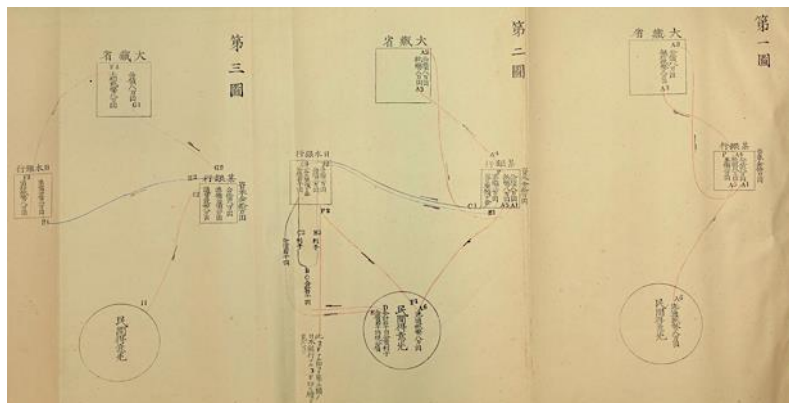
にちぎん券への統一 国立銀行紙幣を消却

1882年に設立された日本銀行は、1885年から兌換銀行券の発行を開始した。兌換銀行券の流通は順調で、1899年までに紙幣は日本銀行が発行する兌換銀行券で統一された。
政府紙幣は、1886年1月から銀貨への兌換が開始され、1899年12月末で通用が停止された。
国立銀行紙幣も各国立銀行が営業満期を迎えるまでに消却することとされ、1899年12月で通用期間が満了した。

国立銀行紙幣消却に関する命令書 大蔵卿松方正義 1883年5月

612 日本銀行アーカイブ蔵

日本銀行の紙幣に関する最初の仕事は、国内で流通していた国立銀行紙幣を消却することであった。1883年5月の国立銀行条例改正により、日本銀行が国立銀行紙幣消却の事務を行うことが定められ、その具体的な方法を定めた命令書が松方正義大蔵卿より下された。日本銀行は、国立銀行紙幣を計画的に消却していく体制を整えた。



第一図 国立銀行が紙幣を発行している図 1876年～当時

現状において、各国立銀行が紙幣発行の抵当として公債を大蔵省に上納して同額の国立銀行紙幣を受取り、これを顧客に貸し出すことを示す図（1876年の国立銀行条例改正による）。

第二図 国立銀行が日本銀行を通じて紙幣を消却する図

1883年～各国立銀行営業期間満了まで

各国立銀行が日本銀行に準備金を預け、日本銀行がこれを元資として国立銀行紙幣を消却していくことを示す図。準備金で国債を購入しその利子により消却。

第三図 国立銀行紙幣の消却が終わった図

第二図の手続きにより国立銀行紙幣が消却され、準備金が国立銀行に返還された後の状況を示す図。

国立銀行から私立銀行へ

営業満期を迎えた国立銀行は、紙幣を発行しない私立銀行として営業を継続するか、解散することとされ、大半の銀行が私立銀行（普通銀行）となった。

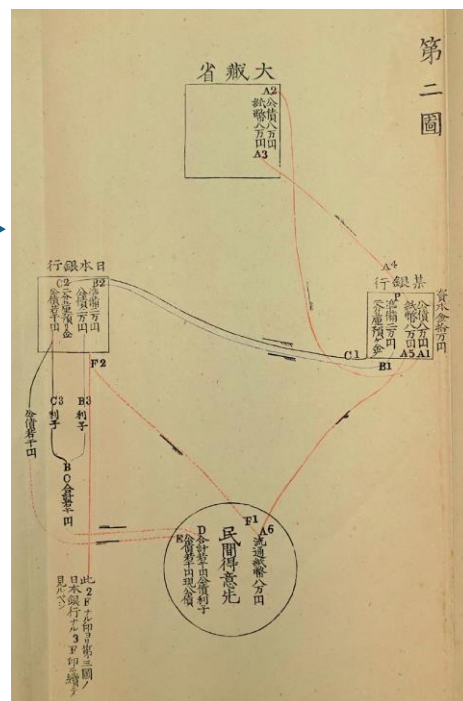
政府紙幣の銀貨兌換

1885年銀貨と兌換できる日本銀行券の発行開始後、1886年1月からはこれまでに発行された政府紙幣の銀貨への兌換が開始され、日本銀行が政府紙幣の銀貨との兌換ならびに回収された政府紙幣の消却の事務を行った。
日本銀行券の流通量が着実に増える中で、政府紙幣の兌換も順調に進捗し、政府は1898年、政府紙幣について1899年末で通用停止とすることを定めた。

国立銀行紙幣の消却方法を図解した書類 1883年

70496 日本銀行アーカイブ蔵

『国立銀行紙幣消却一覽図説明』大蔵省「国立銀行条例改正書類」第三号
大蔵省は国立銀行条例を改正し、国立銀行紙幣を日本銀行が消却することとしたが、その実務手続きについて図解した書類。



金本位制のものにちぎん券「兌換銀券」から「兌換券」へ

日本銀行兌換券 1899年 甲 10円券

1897年に金本位制が導入され、その後に発行された日本銀行券は、金貨との兌換を保証する文言「此券引かへに金貨拾圓相渡可申候也」に変更された。



金貨十円

主要参考文献：

- 『明治財政史』12巻、明治財政史編纂会編、1905
- 『日本銀行沿革史』第1集、日本銀行、1913
- 土屋喬雄「紙幣整理始末解説」『日本金融史資料 明治大正編』16巻、日本銀行調査局編、大蔵省印刷局、1957
- 『図録 日本の貨幣』7・8巻、日本銀行調査局編、東洋経済新報社、1973・1975
- 『日本銀行百年史』1巻、日本銀行百年史編纂委員会編、日本銀行、1982
- 山本有造「明治維新期の財政と通貨」『日本経済史 3』、岩波書店、1989
- 国立公文書館デジタルアーカイブ 『公文録』『公文類聚』など（2025.4 最終閲覧）

日本銀行金融研究所貨幣博物館 テーマ展「にちぎん券発行 140周年 紙幣統一への道すじ」展示概要 解説シート

会期：2025年4月15日～7月13日 担当学芸員：関口



展覧会 HP